

令和6年7月11日  
港湾局 海洋・環境課

## 令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の海上輸送による 広域処理が始まりました

令和6年能登半島地震により被害を受けた家屋等の解体工事の本格化に伴い、円滑な災害廃棄物処理を進めるため、7月11日より、石川県の宇出津港から新潟県の姫川港（リサイクルポート）への海上輸送による広域処理が始まりました。

石川県では、令和6年能登半島地震により被害を受けた家屋等の解体工事の本格化に伴い、円滑な災害廃棄物処理を進めるため、県外での広域処理も必要となっています。この度、7月11日より、以下のとおり海上輸送による広域処理が始まりましたので、お知らせ致します。

今後、宇出津港に加え飯田港からも海上輸送による広域処理が実施される予定であり、港湾においても被災地の早期の復旧・復興に貢献してまいります。

開始日：令和6年7月11日(木)

輸送した災害廃棄物：種類 木くず（能登町の公費解体で発生した解体ごみ）  
容量 2,000m<sup>3</sup>

輸送ルート：宇出津港（石川県鳳珠郡能登町）～姫川港（新潟県糸魚川市）

処理先：糸魚川市内の中間処理施設（カネヨ運輸株式会社）において破碎後、同市内のセメント製造施設（デンカ株式会社）の燃料として使用

### 【備考】宇出津港及び飯田港の機能回復に係る国土交通省の取組

宇出津港及び飯田港は、地震の影響により大きな被害を受けましたが、本年1月2日から港湾法第55条の3の3の規定に基づき、港湾管理者である石川県の要請により国が港湾施設の管理を実施しており、管理期間中に国が実施した岸壁や物揚場の応急措置により、船舶が利用できる状態まで機能を回復しました。



荷積みの様子（宇出津港）



入港の様子（姫川港）



荷下ろしの様子（姫川港）

### <問い合わせ先>

港湾局 海洋・環境課 三谷、末廣

TEL:03-5253-8111(内線 46674, 46673) (直通)03-5253-8685